

令和7年度 農業委員会事務局 運営方針

使 命

『農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)』を中心に、農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する。

施 策 ・ 事 業

- 集積・集約化による農地利用を促進
 - 遊休農地(耕作放棄地)の解消を促進
 - 新規就農による農業参入を促進
-
- 売買や賃貸借等による農地等の権利取得に係る許可制度の適正な運用
 - 農地を住宅や駐車場等、農地以外に利用する農地転用許可制度の適正な運用

具体的な取組み

- ・ 中間管理事業による農地の利用権設定等の促進
 - ・ 農地利用状況調査の実施
 - ・ 遊休農地の利用意向調査の実施
 - ・ 就農に関する情報提供やアドバイス
-
- ・ 農地法に係る相談対応
 - ・ 許可申請・届出の適正な処理
 - ・ 農地転用案件に関する福岡市(許可権者)への具申
 - ・ 諸証明の受付・発行
 - ・ 農地台帳の調製・システム管理